

広報 **とめ**

JANUARY 2010

1.21

No.116



万華鏡で~きた こまも作ったよ!

(豊里児童クラブでおもちゃ作り)

MIYAGI TOME PUBLIC INFORMATION

平成22年度住民税（市・県民税）が改正になりました

◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税の住宅ローン控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、当該年度の所得税から控除しきれなかった額を、翌年度分の市・県民税から控除する制度が新たに始まります。

【対象者】

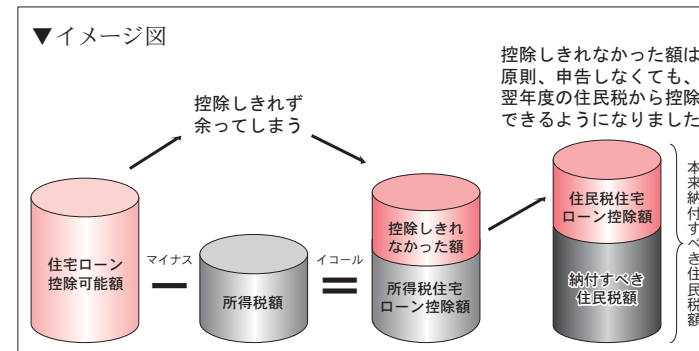
平成11年から18年まで、平成21年から25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用がある人

【控除額】

所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除額※所得税の課税総所得金額などの5%（最大97500円）が上限。

【控除適用期間】

10年間。ただし、前年の所得税において住宅ローン控除が控除しきれなかった年度に限り、※この控除の適用に当たっては、市への申告が原則不要となりました。ただし、平成11年から平成18年までに入居した人は、新しい控除制度、税源移譲の経過措置



置のどちらか一方を選択することになります。ほとんどの人は、どちらを選択しても控除額に変わりはありませんが、山林所得や、退職所得などがある場合は、控除額が相違してきますのでご確認ください。税源移譲の経過措置を選択される場合は、確定申告の期限まで（平成22年3月15日）に申告が必要になりますのでご注意ください。

◆上場株式などの配当所得および譲渡所得に対する軽減税率の延長について

上場株式などの配当所得および譲渡所得に対する軽減税率は、平成20年末で終了となる予定でしたが、適用期間が23年12月31日まで3年間延長されることになりました。
本則（本来の税率） 20%
（所得税15%、市・県民税5%）

◆減価償却の耐用年数が変わりました

機械および装置を中心に、法定耐用年数の見直しが行われ、現行の耐用年数区分390区分が55区分に整理されました。このことにより、耐用年数が変更になりますのでご注意ください。

平成21年分の申告から、新しい償却率で計算することになります。詳細は最寄りの税務署または総務部税務課市民税係まで問い合わせください。

【問い合わせ】
総務部税務課 市民税係
0220(22)2163

登米市任期付職員(税務申告相談)を募集しています

【職種】 税務申告相談

【採用予定人数】 5人程度

【職務内容】 総務部税務課または、市内の住民税などの申告会場に勤務して、住民税などの申告相談に関する業務および住民税賦課のための申告資料などの整理に関する業務に従事します。

【任用期間】 2月15日～3月31日

【受験資格】 学校教育法による高等学校の卒業生およびこれと同等以上の経歴を有すると認められる人で、かつ過去5年以内に通算3年以上公務員などとして税務申告相談などの業務経験がある人。

【試験方法】 第1次試験（書類審査）、第2次試験（面接試験）とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

【第2次試験日時】 2月5日（金）午前10時～
※会場は第1次試験合格者に通知します。

【受験申込書請求方法】 受験申込書・職務経歴書は総務部人事課（市役所迫庁舎2階）に備え付けてあります（市ホームページからもダウンロード可）。郵便で請求

する場合は、封筒の表に「任期付職員（税務申告相談）受験申込書等請求」と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（A4版が入る大きさ）を必ず同封してください。

【提出書類】

- ①受験申込書1部
受験申込書に必要事項を記入し、申し込み前3カ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4.5cm×横3.5cmの写真2枚を貼付してください（写真がない場合は受け付けできません）。
- ②職務経歴書1部（所定の申込書を使用すること）
- ③郵便申し込みの場合は、あて先を明記し80円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

【受付期間】 1月19日（火）～2月1日（月）

平日の午前8時30分～午後5時15分
※郵送の場合は、2月1日（月）必着

【申し込み・問い合わせ】

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
総務部人事課 人事給与係 ☎0220(22)2145

要介護者の障害者控除と医療費控除



障害者控除

◆障害者控除対象者認定書の発行について

要介護認定された人で、①身体障害者手帳②療育手帳③精神障害者保健福祉手帳④戦傷病者手帳を交付されていない人が、所得申告の控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」が必要です。

①～④の手帳を交付されている人は、所得申告の際に手帳を提示すれば、障害者控除または特別障害者控除の対象となります。ただし、障害者控除の対象者（障害等級が3～6級の人など）でも、要介護4・5の人は特別障害者控除の対象となりますので、申請をしてください。

本年度も対象者に申請を案内する通知書を送っています。なお、通知書が届いていない、またはなくした場合でも要介護者であれば申請することができますので、手続きの上、認定書を受け取ってください。

【対象者】

平成21年12月31日現在（平成21年中に亡くなった場合は、亡くなった日現在）で、要介護1から5までの認定を受けている65歳以上の人

▶要介護1～3＝障害者控除 ▶要介護4・5＝特別障害者控除

【手数料】 無料

医療費控除

◆おむつ使用証明書の発行について

寝たきり状態および尿失禁の可能性のある要介護者のおむつ代は、医師が発行するおむつ使用証明書により医療費控除の対象になります。ただし、2年目以降は、要介護認定の際に作成された主治医意見書で確認できる場合に、市で医療費控除の対象として認められる証明書を発行します。

【対象者】

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の要介護者で、主治医意見書に明記されている人

※1年目は医師の証明書が必要です。証明書の様式は各総合支所の市民福祉課にあります。



手続き

【申請期間】 1月27日（水）～3月12日（金）午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜、祝日を除く）

【申請先】 ▶各総合支所市民福祉課 市民福祉係 ▶福祉事務所長寿介護課 認定審査係（市役所南方庁舎1階）

【必要なもの】 対象者の介護保険被保険者証

【申請できる人】 対象者またはその親族

【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課 認定審査係 ☎0220(58)5551

ご確認ください！電子証明書の有効期限は3年間です

電子証明書は、有効期限（発行の日から3年間）が切れた場合や引越・結婚などにより住所・氏名を変更した場合、自動的に失効します。失効してしまうと国税の電子申告などの電子申請や届け出に使うことができなくなりますので、ご注意ください。

電子証明書の発行を希望する人は、各総合支所市民福祉課窓口で手続きをしてください。

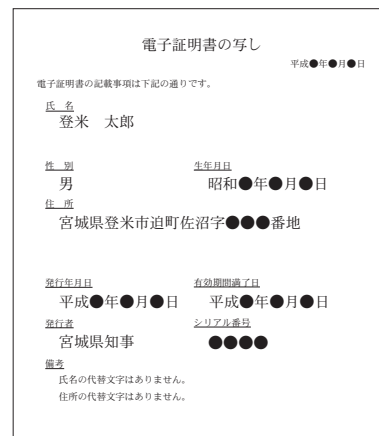
【持参するもの】

- ①更新する電子証明書が格納された住民基本台帳カード（ICカード）
- ②本人確認できるもの（運転免許証など顔写真付きの公的な証明書）
- ③発行手数料＝500円

【問い合わせ】

市民生活部市民生活課 戸籍係 ☎0220(58)2118

または各総合支所市民福祉課市民福祉係



▲電子証明書イメージ

リニューアルしました「交流掲示板」

市ホームページ内の市民交流掲示板・郷土会専用掲示板・スケジュール掲示板をより楽しく便利に利用していただくため、リニューアルしました。複数に分かれていた掲示板の入り口を1つにし、掲示板内に分類（暮らし・趣味・観光イベント・その他・郷土専用）を設けました。

なお、投稿は、いたずら書き込みなどを防ぐため、掲示板管理者がその内容などを審査した上で公開します。リアルタイム掲載を制約することになりますがご理解願います。特に、土日や祝日（以下「休日」と

いう）に投稿された場合などは、休日の翌日に審査・公開となりますので、あらかじめご了承ください。掲示板は、市ホームページを訪れた人たちの自由な情報交換の場として開設しています。利用する皆さんの協力で、有意義な掲示板に育てていただくようお願いいたします。

[URL]
<http://www.city.tome.miyagi.jp/cgi-bin/bbs>
 ※携帯電話からも閲覧・書き込みできます。



▲リニューアルした「交流掲示板」です。



▲市のイベント・行事をカレンダー形式で表示するページを新しく、市ホームページに作成しました。

「とめの元気ブログ」参加者募集のお知らせ

市では、農林産物、食品加工品、木工品などを独自に栽培、加工・製作した特産品を市内外へ広く紹介していくために開設している「とめの元気ブログ」への参加者を募集しています。ブログとは、インターネット上で公開する日記風のホームページのことで、簡単に更新できる仕組みになっているため、多くの方が利用しています。特産品のほか、郷土芸能や各地域の祭り、イベントなどの準備から実施までの様子などを紹介していく予定です。情報がありませんでしたら、市長公室広報広聴係まで連絡をお願いします。

- 《お願いしている内容》
- ①自宅などでインターネットができる環境を持つ人に協力をお願いします。
 - ②投稿協力者には投稿時に必要なパスワードを発行します。
 - ③投稿するための操作説明は、広報広聴係が自宅などに訪問して個別に行います。
 - ④期間は紹介する特産品などの収穫時期まで、イベントや活動紹介などは開催するまでを基本として、1年間を目安にしています。

《URL》 <http://www.city.tome.miyagi.jp/tomeblog/>



【問い合わせ】 総務部市長公室 広報広聴係 ☎ 0220 (22) 2090 ✉ koho@city.tome.miyagi.jp



12月9日までの
 3歳児健診(3歳6か月~7か月児)で
 おし歯がなかった
 子は、市内7地区で
 49人中21人
 でした



芳賀 虹太くん
 (東和町米川3区・和博さん)



山口 未夢ちゃん
 (東和町米川4区・竜太さん)



田口 夢々ちゃん
 (東和町錦織1区・俊恵さん)



鈴木 胡春ちゃん
 (登米町八丁田・司さん)



佐藤 優花ちゃん
 (中田町城内・美香さん)



佐藤 愛莉ちゃん
 (中田町加賀野一・修さん)



菅原 綾伽ちゃん
 (中田町金谷・正利さん)



佐藤 都武くん
 (中田町沼畑・英明さん)



佐藤 勇人くん
 (中田町加賀野一・博和さん)



大塚 湘太くん
 (中田町町・辰太郎さん)



佐々 亜佐美ちゃん
 (中田町茶畑・一彦さん)



深堀 百恵ちゃん
 (中田町大泉・和義さん)



渡辺 翔太くん
 (迫町駒木・和則さん)



千葉 颯輝くん
 (迫町山ノ神・勝昭さん)



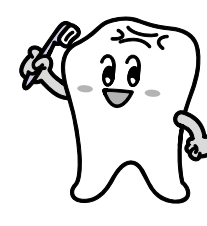
及川 大馳くん
 (迫町八幡・富雄さん)



伊藤 彰汰くん
 (迫町板橋・晴喜さん)



岩淵 莉子ちゃん
 (石越町第十・一祐さん)



※()内には申し出があった保護者の名前を掲載しています。



阿部 香理菜ちゃん
 (迫町萩洗・春香さん)



岩淵 未湮ちゃん
 (迫町駒木・やよさん)



岡本 桜我くん
 (迫町下舟丁・哲志さん)



村上 和樹くん
 (迫町中江・好治さん)



「石ノ森章太郎メモリアルデー」開催のお知らせ

石ノ森章太郎ふるさと記念館友の会では、石ノ森章太郎さん（誕生日が1月25日、命日が同月28日）のメモリアルデーとして、生誕祭を開催します。

【日時】 1月31日（日）

午前10時～午後3時

【会場】 石ノ森章太郎ふるさと記念館

【内容】 ①親子たこ作り・たこ揚げ体験、

マンガ教室 ※それぞれ申し込みが必要、各教室定員50人（先着順）

②もちつき体験

（もちバイキングコーナーなど）

③トークショー

特別ゲスト：佐々木剛さん

（俳優、仮面ライダー2号・一文字隼人を演じる）

【参加費】 無料

【問い合わせ】 石ノ森章太郎ふるさと

記念館友の会事務局

☎ 0220 (35) 1099

▶ 昨年の親子たこ作りの様子



また参加者には大学通信教育の概要、学習方法、開設学科一覧、取得できる教員免許・資格などが掲載されている「大学通信教育ガイド」（大学・短大編）・（大学院編）を配布します。

大学通信教育 合同入学説明会

【日時】 1月30日（土）

正午～午後5時

【場所】 アエル5階（仙台市青葉区中央一丁目3番1号）

【内容】 各大学、大学院、短期大学別の相談コーナーを設け、希望する大学の教職員に講義内容・学習方法・受講手続きなどについて直接相談ができます。

【入場料】 無料（予約不要）

【対象者】 一般および高校生

【問い合わせ】

（財）私立大学通信教育協会

東京都文京区本郷2-27-16

☎ 03(3818)3870

「バードウォッチング入門」参加者募集

【日時】 ①2月14日（日）

②3月7日（日）

両日とも、午前9時30分～午後0時30分

【場所】 県志津川自然の家

【内容】 森を散策しながら、野鳥観察を通して自然に親しむ

【参加料】 無料

【対象】 県民（小学生以下は保護者同伴）

【募集人数】 30人

【募集期限】 ①2月10日（水）

②3月3日（水）

【申込方法】 電話、ファクシミリ、電子メール

【その他】 小雨決行。双眼鏡を持参してください。

【問い合わせ】

県志津川自然の家

☎ 0226(46)9044

FAX 0226(46)9045

✉ sseinn@pref.miyagi.jp



大切な“いのち”を守るため 献血にご協力ください



2/5(金)	社会福祉法人恵泉会 若草園	10:30~11:10	全血
	東京発條(株)宮城工場	12:40~15:00	
	東和総合支所	16:00~17:00	

【問い合わせ】

市民生活部健康推進課 健康推進係

☎ 0220 (58) 2116

休日急患当番医 ☎ 0220 (22) 2084 (医師会)			
2/7(日)	市立登米診療所	登米町	☎ 0220 (52) 2175
○診療時間 9:00~17:00 ○休日・夜間診療案内 ☎ 0229 (24) 2267 (24時間)			
歯科休日当番医			
2/7(日)	市立登米診療所	登米町	☎ 0220 (52) 2175
○診療時間 9:00~17:00 【問い合わせ】 ※月曜～金曜日（休日を除く） 市民生活部健康推進課 ☎ 0220 (58) 2116			

今日の表紙

豊里児童クラブの児童が1月4日、空中を舞う面白いこまや、くるくる回す模様が変わる万華鏡を作りました。作成中にいろいろな発見をしなが、おもちやが完成していく様子を楽しみました。



編集室から

▼冬らしく寒い日が続いていますが、皆さんは風邪などひかずに元気に過ごしていますか。▼わたしは昨年末に体調を崩し、お粥を食べて過ごしました。そのときに感じたことは食べることでできる喜びでした。今後もこの気持ちを忘れずに、上手に食と付き合っていきたいと思えます。（宮内）



モバイルとめ
http://www.city.tome.miyagi.jp/m/



登米市メール配信サービス
http://tomecity.mail-dpt.jp/